

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 基本方針

- (1) 要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにご支援いたします。
- (2) ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健、医療または福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにご支援いたします。
- (3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。
- (4) 市町村、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努めるものとします。

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0235-68-0150
担当 介護支援専門員 横田幸子 成澤正則 早坂清一
営業日 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 当事業所のサービス提供地域

事業所名	愛陽会指定居宅介護支援事業所
所在地	山形県東田川郡三川町大字横山字堤39番
サービスを提供する実施地域※	三川町、鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名 介護支援専門員 2名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時～午後5時まで 土曜日 午前9時～午後12時まで

※(日曜日・12月31日～1月3日は休業)

4. 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの標準的な流れ

個人情報取り扱いに対する説明、及び当事業所に関するサービス内容についての説明

居宅サービス計画等に関する契約締結と居宅サービス計画作成依頼書記入

ケアマネジャーがお宅を訪問し、ご利用者の解決すべき課題を把握いたします

※契約とご利用者の解決すべき課題の把握を同日にお宅で行うことも可能です。

※ご利用者は各市町村へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきますが、提出の申請代行も可能です。

地域のサービス提供事業所の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業所などとサービス利用の調整を行います【サービス担当者会議の実施】

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

◆サービス利用◆

ご利用者やご家族と連絡をとり、毎月お宅を訪問し面談を行い、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

↓
ご利用者の状態について、定期的な課題の再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います

↓
居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

※他に介護保険の申請代行も行います。

ご利用者が介護保険申請後、認定結果が出るまでの間、ご利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービスの計画の作成によりサービス提供を行います。

5. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて金額をいただきますが、サービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記3の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要です。自動車を使用した場合の交通費として、片道1キロメートルを増す毎に100円頂戴いたします。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員までお申し出ください。尚、当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情に関しましては下記の者にご相談ください。

相談窓口 0235-68-0150 三川病院 総務課 次長 佐藤 修

(2) その他の窓口 当事業所以外に国保連他に市町村の窓口に苦情を伝えることができます。

国民健康保険団体連合会山形支部 介護保険課 介護サービス推進室	寒河江市大字寒河江字久保6番地	0237(87)8006
三川町役場 福祉課 介護支援係	東田川郡三川町大字横山字西田85	0235(35)7031
鶴岡市役所 介護サービス課	鶴岡市馬場町9-25	0235(25)2111
酒田市役所 介護保険課 事業管理係	酒田市中町一丁目	0234(26)5363
庄内町役場 保健福祉課 地域支援係	東田川郡庄内町余目字三人谷地61-1	0234(43)0490
遊佐町役場 健康福祉課 介護保険係	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地	0234(72)3311

7. 当法人の概要

法人種別・名称

医療法人社団 愛陽会 三川病院

設立

平成15年2月26日

所在地

東田川郡三川町大字横山字堤39番

電話

0235-68-0150

代表

理事長 錦織 靖

事業内容

病院経営並びに障害福祉サービス 居宅介護支援事業所

重要事項説明書附則

令和7年3月1日現在

【利用者への複数事業所紹介、選定理由説明】

利用者は介護支援専門員に対し、

- ・複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めること
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等について、選定理由の説明を求めることができます。

【居宅サービス計画へ位置付けたサービス種別の割合】

サービス種別	割合	サービス種別	割合
訪問介護	40%	通所介護	45%
地域密着型 通所介護	5%	福祉用具貸与	61%

【居宅サービス計画へ位置付けた事業所の割合】

サービス種別	1位	2位	3位
訪問介護	(有)ワイエヌケー (つばさ) 35%	(福)庄内町社協 (ほほえみ) 29%	(福)けやき (なの花荘) 18%
通所介護	(福)さくら福祉会 (さくらの里・さくら広野) 34%	(福)けやき (なの花荘) 18%	(福)みのり福祉会 (ソラーナ) 13%
地域密着型 通所介護	(有)和のどか (のんき) 100%		
福祉用具 貸与	(株)トーク (トーク) 18%	(株)タマツ (タマツ鶴岡店) 14%	(有)福祉用品 やまがた 14% (福祉用品やまがた)

令和6年9月1日～令和7年2月末日に基づく

